## 旭川市介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費受領委任払制度取扱いについての説明書

## ① 概要

介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費は、要介護等認定を受けた被保険者が購入にかかる費用の全額を支払ったあと、旭川市から給付割合に応じた額(上限あり)の給付を受ける「償還払い」方式により執り行っており、経済的理由等から購入にかかる費用の支払いが困難である方に対しては、負担軽減措置として「福祉用具購入資金の貸付制度」を設けております。また、被保険者が旭川市から受ける福祉用具購入費の給付金の受領権を販売事業者に委任することで、購入にかかる費用のうち本人負担となる利用者負担額のみを販売事業者に支払う「福祉用具購入費受領委任払制度」(平成27年11月から実施)を設けております。

# ② 受領委任払制度の取扱いに関する申請

受領委任払制度の取扱いを開始する場合や登録した内容に変更が生じる場合,または取扱いを 終了する場合は内容に応じて旭川市に「**介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費受領委任** 払制度取扱開始・変更・廃止申請書」を御提出ください。

※ 受領委任払制度取扱事業者の有効期間は、取扱開始申請書の申請日の属する月の初日から 廃止申請書の申請日の属する月の末日までとなります。

# ③ 受領委任払制度の利用制限

介護保険料滞納による支払方法の変更や、保険給付の支払の一時差止となっている方は受領委任払制度を御利用いただくことはできません。

### ④ 受領委任払制度による福祉用具購入費の申請手順

#### 1受領委任払制度利用可能か確認

介護保険法等に基づいて、受領委任払制度を利用できる方か確認をしてください。

#### 2受領権の受任

被保険者との合意のもと、委任状を用いて福祉用具購入費の給付金の受領権を受任してください。

※ 受任者の情報は受領委任払制度取扱事業者として登録されている内容と必ず一致させて ください(事業所住所・名称・代表者職氏名等)。

# 3費用の徴収と領収証の発行

福祉用具販売費用額のうち、被保険者からは保険給付額(1円未満切捨て)を差し引いた利用者負担額のみを徴収し、被保険者名義の領収証を発行してください。

また、領収証には利用者負担額のほか、福祉用具の販売費用額(10割分)を記載してください。

- ※ 利用者負担額を徴収する際は支給限度額に御注意ください。領収額と介護保険法等に基づき算出する利用者負担額に差異が生じる場合は、追加徴収や払い戻しを行った後の領収証が必要となります。
- ※ 同時に複数の福祉用具を販売する(複数の福祉用具の販売について一つの領収証を発行する)場合は個々の福祉用具ごとに利用者負担額を算出するのではなく,販売価格の合計から利用者負担額を算出してください。

## 4旭川市へ申請する

被保険者が介護保険法等に基づく必要書類を揃えて旭川市へ申請書を提出します。

※ 被保険者の家族や販売事業者,介護支援専門員等が提出を代行しても構いません。

# 5支給(不支給)決定と福祉用具購入費の受領

申請を受けた旭川市は内容を審査し、支給または不支給についての決定を行います。 また、被保険者と販売事業者それぞれに決定通知書を送付し、支給決定となったものについては販売事業者の指定口座へ振り込みます。

# 申請前に被保険者が亡くなったとき

本人の委任状は無効となりますので、相続人から改めて委任状を取得してください。相続人がいない、不明な場合は旭川市へ御相談ください。

また、用具納品後で、入金日(購入日)前に亡くなった場合は、申請書下の備考欄に納品日を記入してください。

# 【利用者負担額算出にあたっての留意事項】

(例) 保険給付割合は 90/100 とします。

販売費用額が 4,004円 の場合

利用者負担額 =4,004円-(4,004円 $\times 90/100)$ 

↓ 3,603.6円(1円未満切捨て)

=4,004円-3,603円

= 401円

同時に複数の福祉用具を販売する場合

(複数の福祉用具の販売について一つの領収証を発行する場合)

販売費用額の合計額 =4,004円+5,005円=9,009円

利用者負担額 =9,009円-(9,009円 $\times 90/100)$ 

↓ 8,108.1円(1円未満切捨て)

=9,009円-8,108円

= 901円

保険給付額が支給限度額に達する場合 ①

支給限度額 = 90,000円

販売費用額 =130,000円

利用者負担額 =130,000円-(130,000円 $\times 90/100)$ 

↓ 117,000円 (支給限度額超過)

90,000円

=130,000円-90,000円

= 40,000円

保険給付額が支給限度額に達する場合 ②

(同一年度内に支給決定となった福祉用具購入費がある場合)

支給限度額 =54,321円

販売費用額 =80,000円

利用者負担額 =80,000円-(80,000円 $\times 90/100)$ 

↓ 72,000円(支給限度額超過)

↓ 54,321円

=80,000円-54,321円

=25,679円

# 【領収証の例】

#### 領収 証

令和6年1月20日

旭 川 太郎 様

金額

¥901-

- 但 福祉用具販売に係る利用者負担額として
  - ・腰掛便座 A社製 ポータブルトイレ (販売価格¥4,004-) ・入浴補助用具 B社製 入浴イス (販売価格¥5,005-)

上記正に領収いたしました。

(福祉用具販売事業者名) 印